

補助事業実績報告書

年度の途中で退去する場合：提出日
年度末まで入居の場合：3月31日

令和 年 月 日

（あて先）長崎市長

所在地
事業所名
代表者名

申請書と同じ内容

ながさき出島インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助内容

別紙①	交付決定年月日	令和 年 月 日	文書番号	長新推第 号
別紙②	補助年度	令和 年度	補助対象期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	補助金交付決定金額	別紙③ 円		
	補助金の既交付金額	精算（一括）払の場合：0 概算（四半期）払の場合：受領済みの補助金額 円		
	補助金対象経費	賃料の全額（税抜き） 円		

2 入居施設賃料に係る資金（当該年度分）

	項 目	金 額	備 考
支出	賃料	円	税込額
収入	補助金（長崎市）	別紙③ 円	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid red; border-right: 1px solid red; height: 100px; margin: 0 5px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>↑ 同額</p> <p>↓ 税込額</p> </div> </div>
	自己資金	賃料（税込み）－補助金額 円	
		円	
	合計	円	

×1.1

3 添付書類

- (1) 賃料の支払いを確認できる書類
- (2) 補助に係る事業実績を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

別紙

第2号様式（第9条関係）

補助金交付決定通知書

別紙①

第 号
年 月 日

所在地
事業所名
代表者名 様

長崎市長

年 月 日付けで申請のあったながさき出島インキュベータ入居者支援補助金の交付について、ながさき出島インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

別紙②

補助年度	年度	補助対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
入居施設	部屋番号 賃貸延べ面積	号 m ²	賃貸契約 締結日 年 月 日
補助金交付決定金額	別紙③ 円		
交付条件	(1)当該補助事業を変更又は中止するときは、補助金変更中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 (2)不正な行為がなされたとき、又は補助金を他の用途に使用したとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。 (3)補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。なお、概算交付を希望する場合は四半期ごとに概算額を交付する。 (4)監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査することがある。 (5)市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。		